

これまでの取り組みと今後のスケジュール

今後もまちづくり協議会を通じて皆様の意見を伺いながら、綾瀬駅周辺地区のまちづくりの実現に向けて検討を続けていきます。

綾瀬駅東口周辺地区

での取り組み

平成30年11月20日 まちづくり協議会発足
令和元年7月23日 ワークショップ開催
令和2年7月31日 地区まちづくり計画策定
令和2年12月28日 地区計画の都市計画決定

令和3年3月下旬 建築条例への位置付け
(ルール条例化)

現在は
コチラ

令和3年度～ 旧こども家庭支援センター等跡地を含めた
東口周辺地区の区域全体のルールの検討

綾瀬駅周辺地区

での取り組み

令和2年11月5日 まちづくり協議会発足
令和3年2月26日・27日 エリアデザイン説明会
令和3年3月 まちづくりニュース創刊

本号

令和3年12月予定 綾瀬駅周辺地区のまちづくりの検討
まちづくりの方向性の検討
→ 綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定

まちづくりの検討状況は、本紙「まちづくりニュース」のほか、足立区公式ホームページでも逐次お知らせしてまいります。ぜひご覧ください。

綾瀬駅周辺地区まちづくり 検索



お問い合わせ先

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課 東部地区係 南館4F 國井・小島

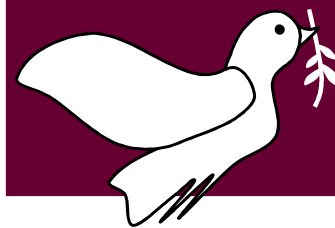
電話：03-3880-5441（直通）FAX：03-3880-5605 ①：machi@city.adachi.tokyo.jp

綾瀬駅周辺地区

創刊号

地区計画概要版

令和3年3月



まちづくりニュース

発行：綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会

編集：同協議会事務局

まちづくりの 検討範囲を 拡大

します！



まちづくり協議会の名称も
綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会
へ変更となりました！！

これからの
まちづくりの
検討範囲

これまでの
まちづくりの
検討範囲
(引き続き検討)

これまで進めてきた綾瀬駅東口周辺地区のまちづくりを、「もっと範囲を広げて検討してほしい」という皆様からの多くの声を取り入れ、綾瀬地区全体に拡大しました。

これまでの東口周辺地区流れ

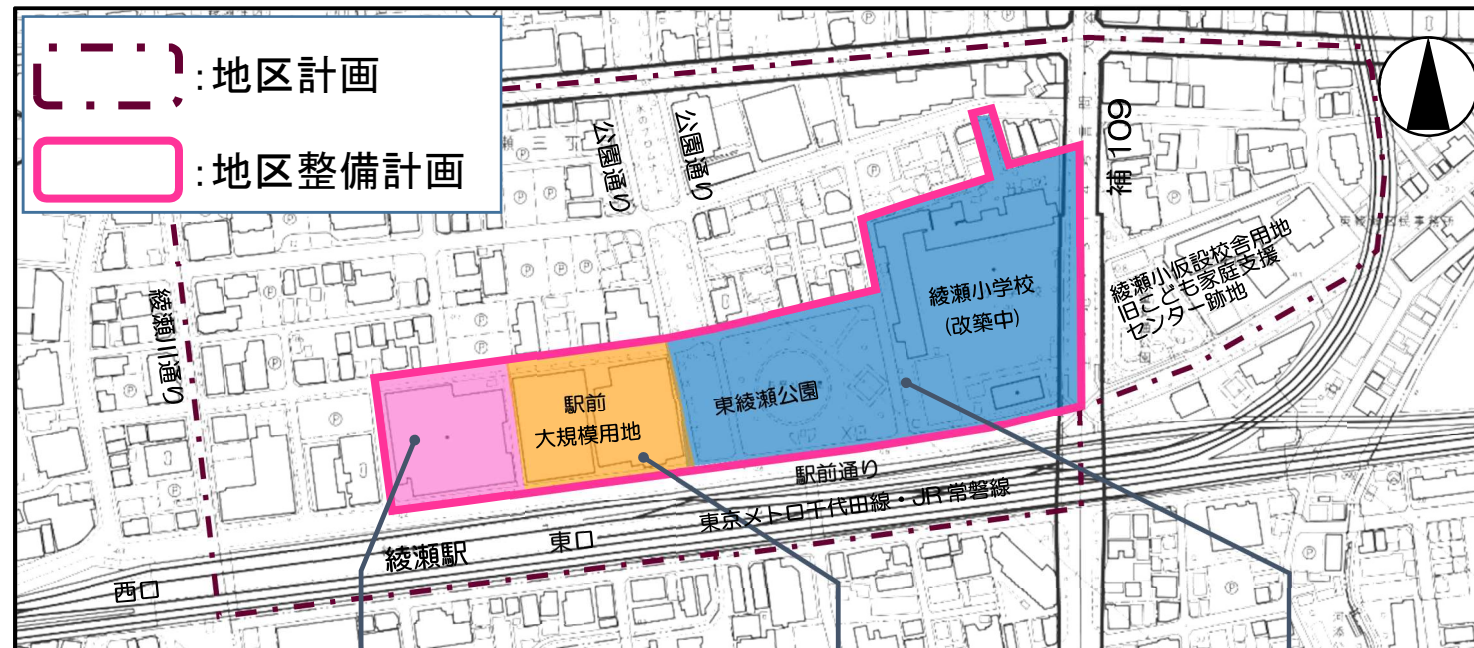
令和2年7月
地区まちづくり計画策定 ※1
令和2年12月
地区計画策定 ※2

※1 区と区民とともに、まちの現状や課題などを分析し、まちの将来像やその実現に向けた土地利用方針などの方向性を定めたもの

※2 地区まちづくり計画の実現に向けてまちづくりのルールとなるもの

綾瀬駅東口駅前の地区計画ができました！

地区計画とは、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりのルールです。建替えの際にルールを守っていただくことで、まちの将来像「未来につなぐ 豊かな暮らしと にぎわいのあるまち」の実現を目指します。

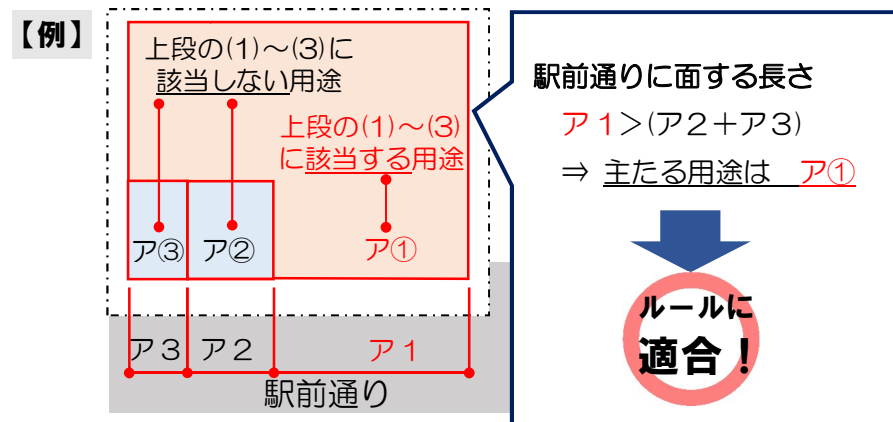


6つのルール	駅前大規模用地地区B 約 0.5ha	駅前大規模用地地区A 約 0.6ha	公共施設地区 約 2.2ha
ルール1 建築物等の用途の制限	○駅前通りに接する敷地では、駅前通りに面する1階及び2階の主たる用途は、店舗・飲食店等、事務所、保育所以外は建築できない。		—
ルール2 敷地面積の最低限度	○新たに敷地を分割する場合、最低面積以下では敷地を分割できない。		—
	2,500㎡	3,000㎡	
ルール3 壁面の位置の制限	○道路境界線及び敷地境界線から、決められた距離以上、外壁等を後退させる。		
ルール4 後退区域の工作物の設置の制限	○駅前通りでは、壁面の位置の制限によって外壁等を後退した区域内に、交通の妨げとなるような工作物は設置できない。		
ルール5 形態・意匠・色彩の制限	○建築物の形態・意匠・色彩等は、周辺環境や都市景観に配慮し、屋根及び外壁は、刺激的な原色を避ける。また、屋外広告物等も、街並みに配慮する。		
ルール6 垣・柵の構造の制限	○道路に面して設ける垣・柵は、生け垣又はフェンスにする。		

ルール1 建築物等の用途の制限【駅前大規模用地地区のみ】

駅前通りに接する敷地のうち、駅前通りに面する1階及び2階部分の**主たる用途**は、
(1)店舗、飲食店その他これらに類するもの (2)事務所 (3)保育所 以外は建築できません。

<1・2階の平面イメージ>



左図は、駅前大規模用地地区の平面イメージ図です。

建替えの際は、南側の駅前通りに面する**長さの過半**は上記の用途にしてください。

※駅前大規模用地地区Aのみ
駅前通りに連続する幅員14m以上の道路等が設けられた場合は、その道路等の面を含めて判断できます。

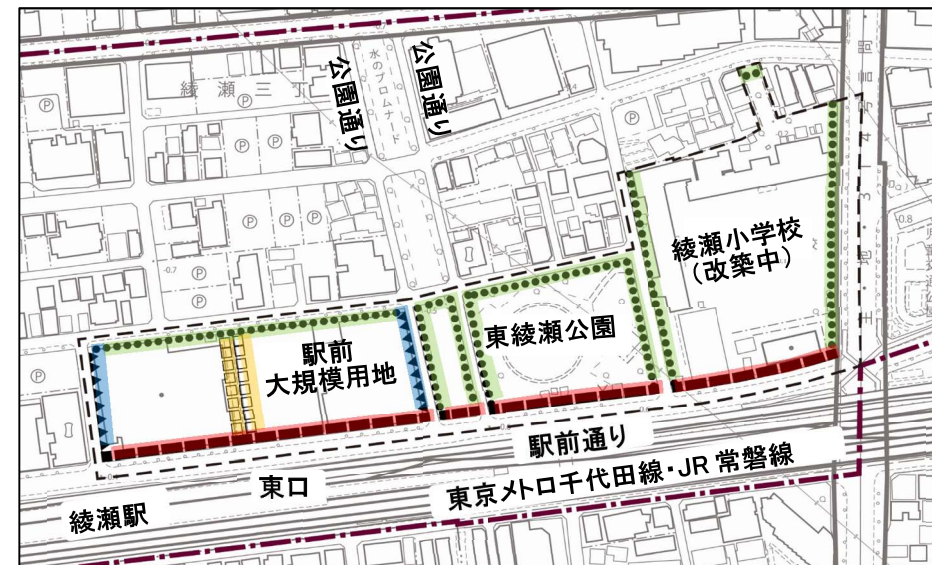
ルール3 壁面の位置の制限

ルール4 後退区域の工作物の設置の制限

下図に示す壁面の位置の制限1号～3号は道路境界線から、4号は敷地境界線から、それぞれ定められた距離以上、建築物の外壁等を後退させて下さい。

※建築物の外壁等は、建築物の外壁又はこれに代わる柱ほか、ベランダ及びバルコニー等を含みます。

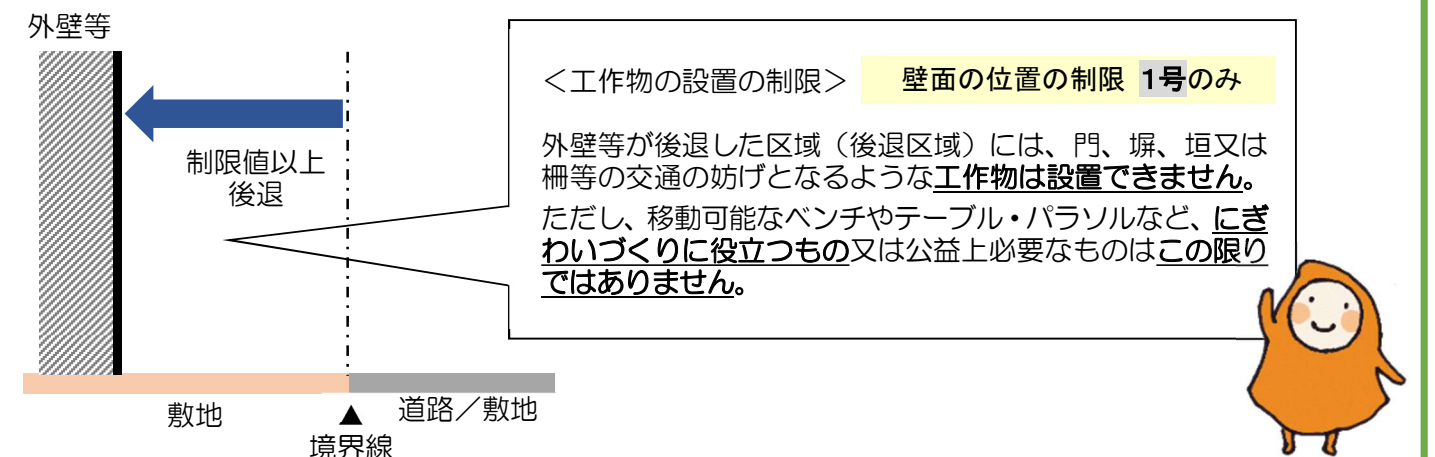
<壁面の位置の制限を定める位置>



- 壁面の位置の制限1号
(駅前通り)
道路境界線から3.0m
- 壁面の位置の制限2号
道路境界線から1.5m
- 壁面の位置の制限3号
道路境界線から0.5m
- 壁面の位置の制限4号
敷地境界線から1.5m

<壁面の位置の制限のイメージ>

壁面の位置の制限の断面イメージ 1～4号すべて



ルール5 形態・意匠・色彩の制限

周囲と調和のとれたまち並みとするため、建物の外観は落ち着いた色合いのものにして下さい。

また、屋外広告物は、まち並みとの調和に配慮し、過度に目立つものは避けて下さい。



ルール6 垣・柵の構造の制限

安全でうるおいのあるまち並みとするため、道路に面して設ける垣や柵の構造は、生け垣又はフェンスに限ります(コンクリートブロック造などは高さ0.6m以下まで)。

